潟上市家庭学習用通信機器貸出要綱

令和4年4月1日 教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、潟上市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)でインターネットを利用した家庭学習を実施するに当たり、通信機器(モバイルルーター及び附属機器等をいう。以下同じ。)を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 通信機器の貸出しの対象者は、学校に在籍する児童及び生徒のうち、次の 各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 自宅にインターネット接続環境が整備されていない児童及び生徒
 - (2) データ通信容量の制限等によりインターネットを利用した家庭学習の実施 が困難であると認められる児童及び生徒

(貸出台数等)

- 第3条 通信機器の貸出台数は、対象者1人につき1台とする。ただし、対象者が同一世帯に複数属し、通信機器を共有して利用することできると潟上市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めるときは、当該世帯につき1台貸し出すものとする。
- 2 通信機器の貸出しは、学校経由で行うものとする。

(貸出しの申請)

- 第4条 通信機器の貸出しの申請をすることができる者は、第2条に規定する対象 者の保護者とする。
- 2 通信機器の貸出しを受けようとする者は、潟上市家庭学習用通信機器貸出申請 書兼同意書(様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。

(貸出しの決定)

第5条 教育委員会は、前条第2項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、 貸出しの可否を決定し、潟上市家庭学習用通信機器貸出決定(却下)通知書(様 式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 前条の規定により貸出しの決定を受けた申請者(使用者である対象者を含む。以下「利用者」という。)は、通信機器の貸出期間に係る通信に要する費用(以下「通信料」という。)を負担しなければならない。
- 2 通信料の額は、実費相当分とし、教育委員会が別に定める。
- 3 利用者は、通信料を教育委員会が別に定める日までに市に納付するものとする。 (通信機器の取扱い)
- 第7条 利用者は、通信機器の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 通信機器は、善良な管理者の注意をもって利用するものとし、故意又は過失により通信機器を亡失し、破損し、又は故障させたときは、利用者がその補填に要する費用を負担するものとする。
 - (2) 通信機器は、対象者の学習目的以外に使用してはならない。
 - (3) 通信機器を処分し、転貸し、又は譲渡してはならない。
 - (4) 通信機器に不具合等が生じた場合、又は紛失、破損等させた場合は、速やかに潟上市家庭学習用通信機器破損・紛失届(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(異動の届出)

- 第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、潟上市家庭学習用通信機器貸出異動(変更)届出書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) 第4条第2項の申請書の内容に変更が生じたとき。
 - (2) 対象者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 利用者が貸出しされた通信機器の利用をやめるとき。

(貸出決定の取消し)

- 第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの 決定を取り消し、通信機器を返却させることができる。
 - (1) 対象者が第2条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。
 - (2) 前条第3号に該当する旨の届出があったとき。
 - (3) 利用者が通信料を教育委員会が別に定める日までに納入しないとき。
 - (4) 第7条に規定する遵守事項に反する行為その他通信機器の不適切な利用があったと認められるとき。

- (5) この告示の規定に違反したとき。
- (6) 虚偽その他不正な手段により貸出しの決定を受けたと認められるとき。 (返却)
- 第 10 条 利用者は、教育委員会が定める貸出期間終了日までに、学校に通信機器を返却しなければならない。ただし、前条の規定により貸出しの決定の取消しを受けた場合は、教育委員会が別途定める日までに通信機器を返却しなければならない。
- 2 貸出期間中に通信機器を返却する場合は、返却日をもって貸出期間を終了する。
- 3 利用者は、次に掲げる事項を確認し、返却しなければならない。
 - (1) 通信機器 (附属機器等を含む。) の有無
 - (2) 故障及び破損の有無
- 4 学校長は、通信機器の返却を受けたときは、破損、汚損、紛失等の有無及び動作状況について確認するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則

この告示は、公布の日から施行する。